

第8回狛江市教育振興基本計画改定検討委員会会議録

1 日 時 令和元年12月9日(月) 19:00~20:35

2 場 所 狛江市防災センター 4階会議室

3 出席者 委員長 渡辺 秀貴(学識経験者)
副委員長 塚越 博道(社会教育委員)
委 員 高橋 こころ(PTA代表)
委 員 佐々木リディア(国際化推進・環境教育有識者)
委 員 半澤 嘉博(特別支援教育有識者)
委 員 氏家 嘉代(市民委員)
委 員 中野 育三(市民委員)
委 員 佐伯 英徳(狛江市立小・中学校代表)

事務局 上田 智弘(教育部長)
小嶺 大進(教育部理事兼指導室長)
宗像 秀樹(学校教育課長)
高橋 治(学校教育課教育庶務係長)
石渡 和香子(学校教育課教育庶務係)
三角 紳太郎(学校教育課教育庶務係)

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議 事 1. 議題
(1) 第3期狛江市教育振興基本計画骨子(中間答申)案の検討について
(2) パブリックコメントの実施について
2. その他

7 会議概要

委員長 これより、第8回狛江市教育振興基本計画改定検討委員会を開催する。本日は中野委員から開始時間に遅れるとの連絡をいただいている。それでは、事務局より本日の資料の確認をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

委員長 それでは、議題に従い、検討を進める。前回の委員会では、「第3期狛江市教育振興基本計画骨子の検討について」を議題とし、計画の骨子とそれを踏まえた中間答申案について検討を進めてきた。本日は、前回の議論を踏ま

え、事務局と私の方で修正したパブリックコメントに提示する中間答申案を検討していく。まず、皆様からいただいた意見を踏まえた修正点について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料1と資料2について説明)

各事業と方向性を説明した方が良いとの意見があったため、注釈を付け、方向性と関係事業例を提示する答申案をまとめた。関連事業例に関し、答申案に当てはまる事業例を担当課に確認し、追記した。

未定稿版に12月6日(金)までにいただいた意見を反映させた。赤字で表記。

委員長

教育専門用語が多く、一般の方にわかりにくいとの意見をいただいた。事務局に表現をわかりやすくし、注釈をつける工夫をしていただいた。それに対して皆様から意見を再度いただき、修正する。

それでは、順次皆様の意見を伺う。

まず、「子供の生きる力を育むためには、子供の教育活動は学校だけではなく、地域や家庭との連携も必要」という部分についての意見を伺う。

佐伯委員

「子供の生きる力を育むためには」の部分は必要ないのでは。

委員長

ここで一番言いたいのは、「学校・地域・家庭の連携」の部分。「子供の生きる力を育むためには」の文言を削除。

半澤委員

P.15 情報教育を追記した部分について、情報教育の位置づけと安全教育の関係性がわかりにくい。

副委員長

「情報教育など」を「情報教育をはじめ」に修正すれば、安全教育の中に含まれ意味がわかりやすいのでは。

委員長

情報教育は一般的に情報リテラシー、活用能力の育成と認識される。「インターネット、SNS等の利用によるトラブル、犯罪防止等学校内外における生活全般に関する安全教育をより一層推進する」とした方が、混乱はない。「情報教育」は事業例のところに入れるだけとする。

委員長

「合理的配慮」という文言をどこかに入れた方が良い。

半澤委員

障がい者差別解消法に関し、狛江市では行政指針は策定しているか。

事務局

どのような形で整備されているか確認していないが、法律に基づき策定している。

半澤委員

「ユニバーサルデザイン」の具定例として入れると良い。

事務局

「ユニバーサルデザイン」の記載はあるが、ここではどちらかということとハード面のことを言っている。

- 半澤委員 「虐待」についてはどこかで触れているか。
- 事務局 「虐待」を主に担うのは児童青少年部。教育相談等で把握した場合には、子ども家庭支援センターにつなぐなど連携して取り組んでいる。記載の中では「切れ目なく支えるための施設連携」のところが該当する。今後は、子ども家庭支援センターと教育支援センターが狛江市子育て・教育支援複合施設内に設置される。より連携して取り組むことができる。
- 委員長 それならば「教育支援センター」の記載の部分に追記する方が良い。
- 佐伯委員 虐待対策ワーカーが設置されるのか。
- 事務局 子ども家庭支援センターには設置される。複合施設内にいる。
- 委員長 虐待については、学校が発見場所になることが多いので記載があった方が良い。
- 事務局 学校は虐待の発見場所ではあるが、対応場所ではない。そういう意味では相談しやすい体制づくりが重要ではないかと考えている。
- 半澤委員 自治体によっては、貧困家庭の支援のような福祉的な支援も教育支援センターでの支援の一環としているところもある。
- 事務局 子ども家庭支援センターが子育て家庭の相談全般を担っており、福祉的な支援については福祉保健部へつなぐ役割を担っている。連携して取り組む事項ではあるものの、虐待対応や福祉的な対応など他部署が所管する事項については、教育委員会が主体となる計画の施策と位置付けても責任をもって施策を進めるは難しい。基本的な整理としては、教育委員会が担う早期発見や相談体制、関係機関につなぐという部分を記載するのが良いのではないかと考えている。
- 委員長 「教育支援センターの設置をはじめ、家庭環境に起因する諸問題（虐待・貧困など）の早期発見・支援、関係機関との連携」という教育委員会が担う役割を追加する。
合理的配慮については、差別解消法に基づく学校に課せられた対応であることを注釈に明記しておきたい。
- 半澤委員 目黒区が学校における合理的配慮の事例集を作っている。教員に対する合理的配慮の周知や対応を具体的に示すことができるように事業例に加えると良い。また第2期では、特別支援教育において東京都のモデル事業を先行して行ってきたことから、「東京都のモデル事業の成果を踏まえ、巡回指導の一層の充実を中心としたインクルーシブ教育システムの構築」といった表現を加えると、第2期で先行して行い、第3期ではそれをさらに充実していくという強いメッセージとなる。事業の継続性という意味でもよい。

- 佐伯委員 インクルーシブ教育の注釈が一般的な説明であり、狛江の実態と合っていないので修正が必要。「モデル事業の成果を踏まえた巡回指導の充実」という部分は入れていきたい。
- 事務局 基本的には注釈は「狛江市においては」という表現を入れていない箇所については、一般的な説明を記載。
- 委員長 注釈は一般的な説明とし、主な事業の「インクルーシブ教育システムの構築」の次に、狛江市の方向性として「東京都の特別支援教室モデル事業の成果を踏まえた巡回指導の充実」を追記する。
- 半澤委員 どこにどれくらい記載するか検討する必要があるが、文言としては「合理的配慮」、「障がい者理解教育」、「交流及び共同学習」といったものをインクルーシブ教育システムの構築、又は特別支援教育のところに記載する必要がある。
- 委員長 合理的配慮については、環境整備、支援、事業すべてのところに関連してくる。特別支援教育の環境整備の一環として捉えることはできるか。
- 半澤委員 広い意味では捉えることができる。合理的配慮はまず1つには基礎的環境整備としての物理的バリアフリー。加えて1人ひとりの困難さに対して特別に対応していく視点。あらゆるものに関係してくるので、ここでは物理的バリアフリーとしての環境整備と個に応じた学習を保障するための合理的配慮という切り口で整理するのが良いのでは。狛江市における具体的な支援の事例はあるか。
- 事務局 家庭の申請で目の不自由なお子さんに対して、拡大読書機を購入し設置するとともに、登下校や操作を支援する支援員配置した事例がある。特別支援学校適応の子どもであったが、家庭の事情により遠方までの通学が困難であったため、地域の学校で支援することとなった。
- 委員長 そういう意味では狛江はすでに合理的配慮に対応している。また特別支援教室の先生方の尽力により、iPadで板書を写すというのはこの学校でも当たり前のようにできる環境整備が行われている。
- 半澤委員 素晴らしい取組みだと思う。そのようにやっているのならば、計画にも明記し狛江市の取組みとしてアピールする方が良い。
- 委員長 「学校における自閉症・情緒障がい固定学級の設置など、特別支援教育環境整備を一層進め、個に応じた指導・支援の充実を図ります」を「学校における自閉症・情緒障がい固定学級の設置や合理的配慮など、特別支援教育環境整備を一層進め、個に応じた指導・支援の充実を図ります」に修正。
- 半澤委員 「推進する」、「図る」、「行う」、「支援する」、「進める」等の施策展開の方向

性の文末の文言について、整理する必要がある。

事務局 学習指導要領や国や都の計画の表現を基本としている。また「推進する」はこれまで行ってきたものをさらに発展・向上させていくもの、「図る」は心や学習など必ずしも一方的に発展・向上が行えないもの等書き分けているが、整理が十分でない部分もあり、次回までに整理する。

副委員長 骨子案の表現と本文の表現が一致していないところがあり、整理する必要がある。

- ・骨子案 P. 10「環境整備」の表現について、本文 P. 22 では「基盤整備」となっており、「環境整備」に修正。
- ・骨子案 P. 11「障がい者スポーツの推進を図る」の表現について、本文 P. 2 では「障がい者スポーツを含めた生涯スポーツの推進を図る」となっており、骨子案に合わせる。
- ・骨子案 P. 11 歴史の継承、文化財の保存の部分では「文化財の展示場所の確保」の表現を使っており、伝統文化の保存と活用部分は「地域固有の文化」の表現を使っているが、本文 P. 30 では「文化財等を適切に保管・継承しつつ」と、「地域の文化を活かした」の表現と使っている。文言の統一を検討する必要がある。

事務局 本文を修正した部分が骨子案に反映されていない。骨子案を本文にあわせる形で整理する。

副委員長 P. 10 教育環境の整備の部分。「学校の創意を生かした子ども、保護者、地域にとって魅力ある学校づくりを推進する」という表現に違和感がある。「学校の創意を生かした」という表現があると後ろにつながりにくい。

委員長 ない方がわかりやすい。「子ども、保護者、地域にとって魅力ある学校づくりを推進する」とする。

副委員長 P. 27「子どもたちが狛江で学んだことを狛江で活かしていく」という表現について、子どもに特化するのではなく、大人も子どもも含めた市民全体とする方が良いのでは。また社会教育・生涯学習では、狛江に限らず、自らの知識と経験を還元していくという考え方が強い。「市民が自らの知識や経験を活かし、活躍できる仕組み」でも良いのでは。

委員長 事務局としては学校教育の側面から子どもに特化した項目としている部分であるが、いかがでしょうか。

副委員長 公民館においては、こうしたボランティア活動については、大人も含めて事業展開している。またこの項目が属する基本方針4自体が広く市民を対象としたもの。子どもに特化しない形に整理する方が良い。

委員長 委員会の議論の中で、子どもたちが学んだことを活かせる環境づくりを行う

ことで学校教育と社会教育の連携を進め、生涯学習をより発展させることにもつながるという議論があり、それを踏まえた項目だと思う。しかし指摘のとおり、生涯を通じた学びの充実の項目で子どもに特化するのは違和感がある。

佐々木委員 この項目は子どもの話ではなく、大人になった子どもの話。大人の視点から整理した方がわかりやすいのでは。

副委員長 公民館ではすでに市民大学をはじめ、自分たちが学んだものを公開講座や講習会など他の市民に活かしていく事業が展開されている。子どもたちも大人になったらそのような活動で経験や知識を活かしてもらえば良い。

委員長 市民全体を対象とした項目として整理する。

佐伯委員 魅力ある学校づくりについて、「学校の創意を生かした」という表現を削除するという議論があった。この項目については、これまでの委員会での議論を踏まえ何度か修正しているので確かにわかりにくい表現になっている。しかし主眼は、「学校の創意を生かして魅力ある学校づくり」を行うところ。「学校の創意を生かす」を削除するとどのように魅力ある学校づくりを行うのかが見えてこない。

半澤委員 教育課程における校長裁量や独自性をどのように担保できるかだと思う。学校の創意工夫を生かした学校経営を担保するものとして、他自治体においては学校に自由裁量で使える予算を配分している自治体がある。そのような仕組みがないとこのような記載をしても題目だけとなる可能性が高い。

事務局 予算の配分等ないが、新しい学習指導要領を踏まえて、学校のカリキュラムマネジメントの中で教科横断的に取り組む。学校の特色を出していくことはできると考えている。

委員長 経験上ではあるが、教育課程編成も含めて学校や地域の特色を生かした学校経営を任されている感じはある。またあえて入れることで今後はそのような方向性を教育委員会としてもめざすことを示すことになる。

副委員長 「学校の創意を生かした」ではなく「学校の創意を生かし、」にすれば違和感はない。

委員長 「学校の創意を生かし、」に修正する。

高橋委員 P. 19 開かれた学校づくりの地域学校協働活動支援事業部分について、東京都の教育ビジョンにおいても、「PTA」という文言が入っている。PTA 連合は入っているが、「PTA」は入らないのか。

委員長 確かに PTA 連合会が入っているなら PTA も入っていた方が良い。

- 事務局 PTA 連合会はすべての PTA を束ねる組織。PTA 連合会を PTA にすればすべての PTA を表現することになる。
- 委員長 PTA 連合会を PTA に修正する。氏家委員意見等あるか。
- 氏家委員 事前に意見等を送り、本日提出の資料で反映されている。
- 委員長 そのほか意見はあるか。なければ本日の議論を踏まえ、事務局と整理する。整理は一任いただきたい。議題（2）も含め、今後のスケジュールの説明をお願いする。
- 事務局 本日の議論を踏まえ、委員長、副委員長、事務局で整理させていただく。それをもって中間答申として教育長に答申。それを 12 月 18 日に開催される教育委員会及び総合教育会議に付議し、パブリックコメントの実施について了承をいただければ、12 月 19 日から 1 月 17 日までの期間でパブリックコメントを行う。対象者は市内在住、在勤、在学者。実施期間は 30 日間。12 月 15 日号の広報に掲載するとともに、12 月 19 日（木）19 時からと 12 月 21 日（土）13 時から市民説明会を行う。次回の委員会は 1 月 27 日（月）。
- 委員長 質問等なければこれで第 8 回狛江市教育振興基本計画改定検討委員会を終了する。